



2022年4月21日

各位

会社名 RPAホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 高橋 知道
(コード番号：6572 東証プライム)
問合せ先 取締役 松井 哲史
(TEL 03-5157-6388)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月27日開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)に基づき、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、定款変更を行うものであります。なお、場所の定めのない株主総会の開催のための省令要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設け、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定の規定は不要となるためこれを削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集)	(招集)
第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終	第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終

現行定款	変更案
<p>了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(附則) (監査役の責任免除等に関する経過措置)</p> <p>1 第19回定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2 第19回定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則) (監査役の責任免除等に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 第19回定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2 第19回定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p><u>(電子提供措置等の経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日</p>

現行定款	変更案
	<p><u>である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2022年5月27日

定款変更の効力発生日

(1) 場所の定めのない株主総会の導入 : 2022年5月27日

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入 : 2022年9月1日

以 上